

鹿屋市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市職員の通勤手当の支給に関する規則（平成18年鹿屋市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。